

## 嘉手納基地へのF-22ラプター戦闘機の訓練等に伴う暫定配備の中止を 求める抗議決議

平成26年11月5日から7日にかけて、米アラスカ州エルメンドルフ空軍基地所属のF-22ラプター戦闘機12機が飛来した。8日から行われている演習「キーンソード2015」に参加するため、約2週間の暫定配備とのことである。暫定配備は、2007年から始まり今回で9回目となる。沖縄防衛局によると、即日、米軍に対して、航空機騒音規制措置を遵守し、周辺住民の生活への影響を最小限にとどめるよう申し入れたとのことだが、早朝より爆音を響かせ、ここ数日、町民は、爆音被害に悩まされている。加えて、住民居住地域上空での低空飛行や急旋回訓練が継続され、基地周辺住民への危険が常態化している。

本町議会は、外来機の配備は基地機能強化につながることから、また、度重なる事件や事故のたびに、抗議・要請を行ってきたが、まったく聞き入れる様子が見られない。

F-22ラプター戦闘機は、平成24年11月15日に米本国で訓練飛行中に墜落事故を起こしており、墜落の不安も懸念される。

近年の嘉手納基地の状況は、外来機の飛来による爆音被害が増加し、米軍再編協議における負担軽減とは程遠い状況にある。基地周辺住民は、日常的に航空機爆音被害に悩まされ、町民生活に甚大な悪影響を及ぼしており、いかなる理由があるにせよ到底容認できるものではない。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要求する。

### 記

- 1 訓練等に伴うF-22ラプター戦闘機等、暫定配備を中止すること。
- 2 外来機の飛来状況及び配備計画を速やかに公表すること。
- 3 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施し、これ以上の機能強化をしないこと。
- 4 騒音防止協定を遵守すること。

以上、決議する。

平成26年11月17日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

駐日米国大使                      在日米軍司令官                      在沖米四軍沖縄地域調整官  
在沖米国総領事      嘉手納基地第18航空団司令官

## 嘉手納基地へのF-22ラプター戦闘機の訓練等に伴う暫定配備の中止を求める意見書

平成26年11月5日から7日にかけて、米アラスカ州エルメンドルフ空軍基地所属のF-22ラプター戦闘機12機が飛来した。8日から行われている演習「キーンソード2015」に参加するため、約2週間の暫定配備とのことである。暫定配備は、2007年から始まり今回で9回目となる。沖縄防衛局によると、即日、米軍に対して、航空機騒音規制措置を遵守し、周辺住民の生活への影響を最小限にとどめるよう申し入れたとのことだが、早朝より爆音を響かせ、ここ数日、町民は、爆音被害に悩まされている。加えて、住民居住地域上空での低空飛行や急旋回訓練が継続され、基地周辺住民への危険が常態化している。

本町議会は、外来機の配備は基地機能強化につながることも、また、度重なる事件や事故のたびに、抗議・要請を行ってきたが、まったく聞き入れる様子が見られない。

F-22ラプター戦闘機は、平成24年11月15日に米本国内で訓練飛行中に墜落事故を起こしており、墜落の不安も懸念される。

近年の嘉手納基地の状況は、外来機の飛来による爆音被害が増加し、米軍再編協議における負担軽減とは程遠い状況にある。基地周辺住民は、日常的に航空機爆音被害に悩まされ、町民生活に甚大な悪影響を及ぼしており、いかなる理由があるにせよ到底容認できるものではない。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

### 記

- 1 訓練等に伴うF-22ラプター戦闘機等、暫定配備を中止させること。
- 2 外来機の飛来状況及び配備計画を速やかに公表させること。
- 3 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施し、これ以上の機能強化をさせないこと。
- 4 騒音防止協定を遵守させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年11月17日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣  
外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長 沖縄県知事